

社会福祉法人改革について

平成27年6月

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
岩井 勝弘

1. 社会福祉法人改革の経緯

社会福祉法人制度を巡る状況

平成25年6月 8月	<ul style="list-style-type: none">■「規制改革実施計画」閣議決定<ul style="list-style-type: none">・ 全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等■「日本再興戦略」閣議決定<ul style="list-style-type: none">・ 財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表<ul style="list-style-type: none">・ 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
平成26年6月 7月 12月	<ul style="list-style-type: none">■経済財政運営と改革の基本方針2014<ul style="list-style-type: none">・ 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定<ul style="list-style-type: none">・ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設■「規制改革実施計画」閣議決定 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等■「政府税制調査会」とりまとめ 「公益法人課税等の見直し」<ul style="list-style-type: none">・ 収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いについて見直しが必要 等■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書<ul style="list-style-type: none">・ 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等■平成27年度税制改正大綱<ul style="list-style-type: none">・ 公益法人等については、非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事業への課税について軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。
平成27年1月 2月	<ul style="list-style-type: none">■「社会福祉法人改革に関する提言」（自由民主党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム）<ul style="list-style-type: none">・ 法人運営におけるガバナンスの強化、法人運営における透明性の確保、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、地域における公益的な活動、適切かつ効果的な行政の関与、職員処遇の改善 等■「社会保障審議会福祉部会」報告書<ul style="list-style-type: none">・ 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し 等

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導
- ◎ 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況の開示を義務付け
- ◎ 国・地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

役員報酬等の開示

- ◎ 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

内部留保の明確化

- ◎ 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

調達の公正性・ 妥当性の確保

- ◎ 社会福祉法人と役員の親族・特別の利害関係を有する者との取引について取引相手・取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築

- = 措置済み
- ◎ = 法案において取組予定（政省令への委任事項を含む。）
- = 今後措置

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

経営管理体制の強化

- ◎ 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- ◎ 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

所轄庁による 指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- ◎ 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等に先駆けて助言・勧告を行える措置を講じる

多様な経営主体による サービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的性格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

福祉施設における指定管理者 制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

社会貢献活動の義務化

- ◎ 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- ◎ 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員解職勧告、解散命令ができることを明確化

法人税の改革について（抄）

（平成26年6月27日政府税制調査会とりまとめ）

（7）公益法人課税等の見直し

① 現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される（みなし寄附金制度）。（後略）

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。（後略）

（参考）社会福祉法人の行う介護事業等の法人税の扱い

	通所介護、訪問介護、特養等 （社福・学校法人等が行う場合以外は収益事業に該当）	認可保育所、幼稚園等 （収益事業に該当しない）	福祉用具貸付等 （収益事業に該当）
社会福祉法人	非課税	非課税	軽減税率
営利法人	本則税率	本則税率	本則税率

2. 社会福祉法等改正案について

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

経営組織の在り方について

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

<見直し後>

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

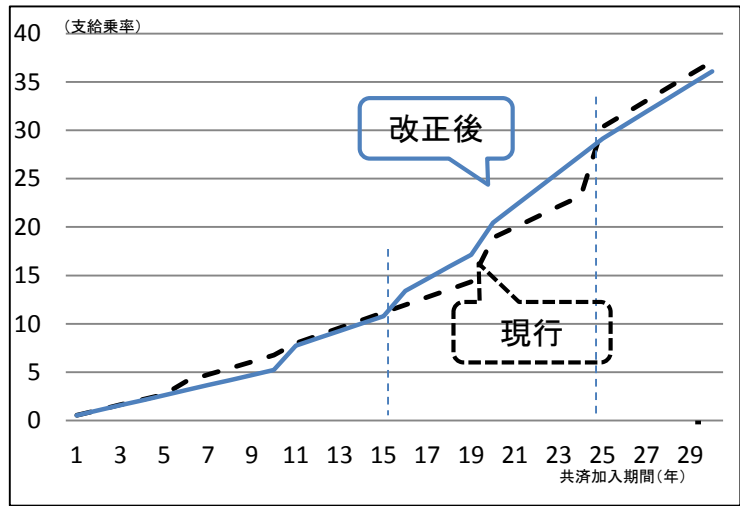
- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表 等

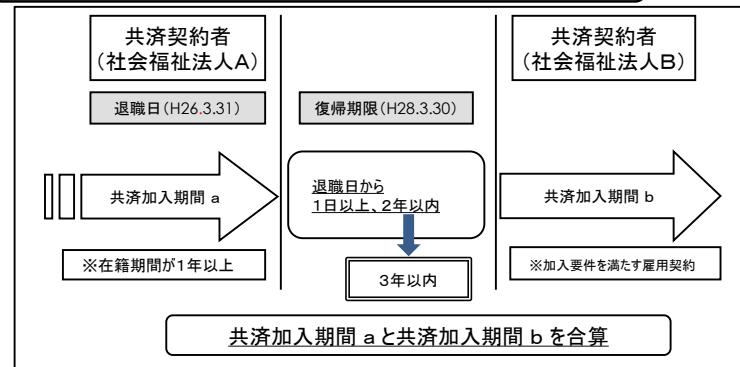
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットिंगの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

①給付水準の見直し



②共済加入期間の合算制度の充実



③公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題	<p>廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者関連の新制度への移行が完了 社会福祉法人以外の参入
	保育	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中 	<p>公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中

3. 評議員会について

ガバナンス(評議員会)関係の論点と対応

※ 評議員会の必置と理事等への牽制機能は、公益財団法人と同等以上の公益性を担保するための重要な柱であり、社会福祉法人非課税の前提条件。

論点	考え方	対応
<p>1. 評議員の定数 (7人以上)</p> <p>① 評議員の確保が困難ではないか</p>	<p>○ 理事等への牽制機能を果たすため、一定数の評議員が必要。 (現在の評議員会と実質的に同じ)</p> <p>○ 評議員の数が少ないほど、乗っ取りのリスクが高まるおそれ。</p>	<p>○ 施行は平成29年度。 (改正事項の中で最も遅い時期)</p> <p>○ 評議員の確保を支援する仕組みを設ける。</p>
<p>② 小規模法人の経過措置が不十分ではないか</p>	<p>○ OPT提言の要請(小規模法人への配慮)とガバナンス確保の必要性を考慮し、経過措置を設定。</p>	<p>○ 小規模法人の評議員定数は、施行日から3年を経過するまでの間は4人以上。</p> <p>○ 評議員の確保を支援する仕組みを設ける。</p>
<p>2. 評議員会の権限</p> <p>① 評議員の権限が強すぎるのではないか</p>	<p>○ 公益財団法人と同様の仕組み。法人非課税の前提条件。</p>	<p>○ 評議員の選任方法(定款で規定)は、理事又は理事会による選任以外の方法であれば許容される旨解釈で明示。</p>
<p>② 理事の解任権限が濫用され法人の乗っ取りにつながるのではないか</p>	<p>○ 公益財団法人と同様の仕組みであり、法人非課税の前提条件。</p>	<p>○ 解任規定の運用を通知で明確に定め、解任権の濫用を防止。</p>

小規模法人について配慮すべき事項と対応

事 項	対 応
<p>評議員の定数 (第40条第3項)</p> <p>*「定款で定めた理事の員数を超える数」 ⇒7人以上</p>	<p>○ 一定の事業規模(政令事項)を超えない法人について、施行から3年間(29年度から31年度まで)、「4人以上」とする。 (附則第10条)</p> <p>* 政令:1法人1施設の小規模法人を想定して基準を策定</p> <p>○ 法人が円滑に評議員の選任を行えるよう、評議員にふさわしい人材の例を具体的に、分かり易く示す。</p> <p>○ 小規模法人について自治体や社会福祉協議会等が具体的に相談に応じ、評議員を確保する仕組みを設ける。</p>
<p>会計監査人の設置 (第37条)</p>	<p>○ 一定の事業規模(政令事項)以上の法人にのみ設置を義務づける。(第37条)</p> <p>* 政令:収益10億円又は負債20億円とすることを検討。 (法人全体の約1割)</p>
<p>コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備 (第45条の13第4項第5号)</p>	<p>○ 一定の事業規模(政令事項)以上の法人にのみ整備を義務づける。(第45条の13第5項)</p> <p>* 政令:会計監査人と同じ基準とすることを検討</p>

評議員としての識見を有する人材について

- 法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

- 社会福祉法人において円滑に評議員を選任できるよう、評議員としての識見を有すると考えられる人材の分かり易い例を示す。

(評議員としての識見を有する人材の例)

- ・社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- ・社会福祉に関する学識経験者(大学教員等)
- ・社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- ・地域の福祉関係者(民生委員・児童委員等)

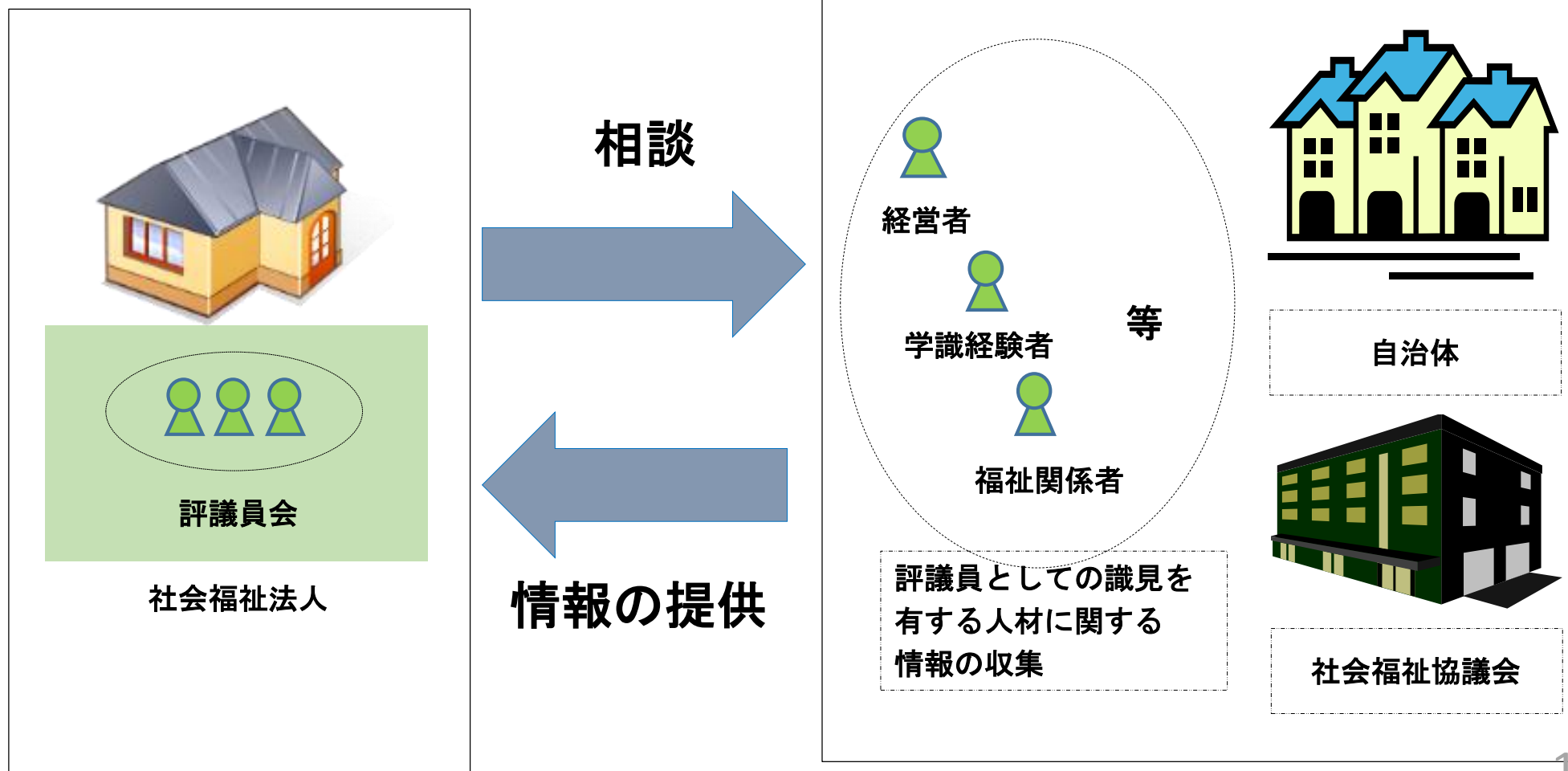
* 民生委員・児童委員数 23.6万人(平成25年)

(配置の考え方)都市部:220~440世帯に1人、町村部:70~200世帯に1人

- ・社会福祉法人職員OB(退職後一定期間を経過した者)
- ・地域の経済団体が適切な者として推薦する者
等

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 小規模法人等における評議員の確保を支援するため、社会福祉法人からの相談に応じて、評議員としての識見を有する人材に関する情報を提供する仕組みを講ずる。
- 所轄庁や地域の社会福祉協議会において、上記の人材についての情報を収集する。



評議員会による理事等の選任・解任について

- 公益性を担保する観点から理事等に対する牽制機能を働かせるため、理事等の選任・解任は評議員会の決議によることとしている。
- これは平成18年の公益法人改革で一般財団法人・公益財団法人に導入された仕組みであり、公益法人と同等以上の公益性を担保するため、社会福祉法人においても同様の制度とすることは避けて通れない。

※ 評議員会による理事等の解任については、法律上、解任事由が制限されており、評議員が自由に理事等を解任できるわけではない。

※ また、評議員会の決議の無効の確認又は取消の訴え等ができる。

◎社会福祉法改正案

第45条の4 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

※ 一般財団法人・公益財団法人において、法人の乗っ取り等により安定的な法人運営が阻害される状況とはなっていない。

評議員の選任方法(運用)

○ 法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

- ※ 法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている(一般財団法人・公益財団法人と同じ)。 理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。
- ・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

評議員の選任方法の例

